

電 気 標 準 約 款

2026年4月1日 実施

北 陸 電 力 株 式 会 社

2025 年 9 月 19 日公表

電 気 標 準 約 款

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	標準約款の変更	1
3	定 義	2
4	単位および端数処理	5
5	実 施 細 目	5
II	契 約 の 申 込 み	6
6	需給契約の申込み	6
7	需給契約の成立および契約期間	7
8	需 要 場 所	8
9	需給契約の単位	8
10	供 給 の 開 始	8
11	供 給 の 単 位	9
12	需給契約書の作成	9
III	契 約 種 別 お よ び 料 金	10
13	契 約 種 別	10
14	業務用特別高圧電力	10
15	業務用特別高圧季節別時間帯別電力	13
16	特別高圧電力	16
17	特別高圧季節別時間帯別電力	19
18	臨時特別高圧電力	22
19	業務用特別高圧自家発補給電力	24
20	特別高圧自家発補給電力	28
21	予備特別高圧電力	31

IV	料金の算定および支払い	33
2 2	料金の適用開始の時期	33
2 3	検 針 日	33
2 4	料金の算定期間	33
2 5	使用電力量等の計量	33
2 6	料 金 の 算 定	35
2 7	日 割 計 算	36
2 8	料金の支払義務および支払期日	36
2 9	料金その他の支払方法	37
3 0	延 滞 利 息	38
3 1	保 証 金	38
V	使用および供給	40
3 2	適正契約の保持	40
3 3	契 約 超 過 金	40
3 4	力 率 の 保 持	40
3 5	需要場所への立入りによる業務の実施	41
3 6	電気の使用にともなうお客さまの協力	41
3 7	供 給 の 停 止	41
3 8	供給停止の解除	42
3 9	違 約 金	42
4 0	供給の中止または使用の制限もしくは中止	42
4 1	損害賠償の免責	43
4 2	設 備 の 賠 償	43
VI	契約の変更および終了	44
4 3	需給契約の変更	44
4 4	名 義 の 変 更	44
4 5	需給契約の廃止	44

4 6	需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および 工事費の精算	45
4 7	解 約 等	48
4 8	需給契約消滅後の債権債務関係	49
VII	供給方法, 工事および工事費等の負担	50
4 9	供給方法および工事	50
5 0	工事費等の負担	50
VIII	保 安	51
5 1	保 安 の 責 任	51
5 2	保安等に対するお客さまの協力	51
附	則	52
別	表	54

I 総 則

1 適 用

- (1) この電気標準約款（以下「この標準約款」といいます。）は、当社が、特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めるものです。
- (2) この標準約款は、次の地域（電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島および電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定された区域を除きます。）に適用いたします。

富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）、岐阜県の一部

2 標準約款の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この標準約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気標準約款によります。

イ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

ロ 1（適用）(2)を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給等約款等」といいます。）の変更により、この標準約款を変更する必要がある場合

ハ 法令の制定または改廃、電気事業に関連する制度変更、発電費用または電源調達費用の著しい変動その他合理的な理由により、この標準約款を変更する必要がある場合

- (2) この標準約款を変更する場合には、当社は、変更前は、この標準約款の変更内容を、変更後は、この標準約款の変更内容、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地等を、お客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」と

います。)の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならない事項については、お知らせを省略いたします。

- (3) 法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、(2)にかかわらず、変更前は、当該変更となる事項の概要のみをお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

- (4) お客さまが(1)に定める変更後の電気標準約款による契約を希望されない場合は、当社は、契約期間満了前であってもVI（契約の変更および終了）の定めにもとづき、この標準約款による契約を将来に向かって廃止することができます。

3 定 義

次の言葉は、この標準約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 特別高圧

標準電圧 20,000 ボルト, 30,000 ボルト, 60,000 ボルト, 70,000 ボルトまたは 140,000 ボルトをいいます。

(2) 電 灯

白熱電球, けい光灯, ネオン管灯, 水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅, 店舗, 事務所等において単相で使用される, 電灯以外の低圧（標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし, 電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 付帯電灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(6) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(7) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(8) 最大需要電力

需要電力の最大値であって、30 分最大需要電力計により計量される値をいいます。

(9) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(10) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(11) ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表4（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(12) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表4（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(13) 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(15) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(16) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

(17) 北陸エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所が公表する翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（一般社団法人日本卸電力取引所の取引規程第 14 条に定める商品をいいます。）の売買取引における価格のうち、北陸エリアに適用されるものをいいます。

(18) 平均市場価格算定期間

北陸エリアプライスにもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 24 日から 2 月 23 日までの期間、2 月 24 日から 3 月 23 日までの期間、3 月 24 日から 4 月 23 日までの期間、4 月 24 日から 5 月 23 日までの期間、5 月 24 日から 6 月 23 日までの期間、6 月 24 日から 7 月 23 日までの期間、7 月 24 日から 8 月 23 日までの期間、8 月 24 日から 9 月 23 日までの期間、9 月 24 日から 10 月 23 日までの期間、10 月 24 日から 11 月 23 日までの期間、11 月 24 日から 12 月 23 日までの期間または 12 月 24 日から翌年の 1 月 23 日までの

期間をいいます。

(19) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

4 単位および端数処理

この標準約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30 分ごとの使用電力量の単位は、最小位までとすることがあります。
- (3) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この標準約款の実施上必要な細目的事項は、この標準約款および託送供給等約款等の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの標準約款および託送供給等約款等における需要者に関する事項を承認のうえ、次の事項を明らかにして、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送供給等約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，負荷設備，受電設備，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間，料金の支払方法および電話番号または電子メールアドレス等の連絡先

- (2) 契約電力については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，お客様から申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ一般送配電事業者等の供給設備の状況等について，当社または一般送配電事業者等に照会していただき，申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれのある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客様が保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，予備特別高圧電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (5) お客様が発電設備を設置される場合には，予備発電設備が設置されている場合等お客様の発電設備の検査，補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，業務用特別高圧自家発補給電力または特別高圧自

家発補給電力の申込みをしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みに対して、当社が供給承諾の意思表示を行なったときに成立いたします。

なお、当社が供給承諾の意思表示を行なったときとは、当社が供給承諾書を発送した日とし、これによらない場合には、12（需給契約書の作成）の需給契約書を締結した日といたします。

ただし、やむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日に遡って需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。

- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。ただし、料金適用開始の日が属する年度の末日までに契約使用期間が満了する臨時特別高圧電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先立ってお客さままたは当社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。ただし、臨時特別高圧電力の場合は、あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日まで同一条件で継続されるものといたします。これらの場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地等を、お客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならない事項については、お知らせを省略いたします。

ハ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域

として指定される場合の契約期間の終期は、イおよびロにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8 需 要 場 所

当社は、託送供給等約款等において1需要場所と認められているものを、1需要場所といたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、次の1または2以上の契約種別とこれ以外の1契約種別とをあわせて契約する場合

臨時特別高圧電力、業務用特別高圧自家発補給電力または特別高圧自家発補給電力のうちの1契約種別、予備特別高圧電力

- (2) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により、一括して1需給契約を結ぶとき。

- (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用上の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合に

は、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送供給等約款等の定めにしたが、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

12 需給契約書の作成

電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

なお、一般送配電事業者等による供給設備の施設または変更が必要となる場合には、原則として、一般送配電事業者等による供給準備着手前に需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

業務用特別高圧電力，業務用特別高圧季節別時間帯別電力，特別高圧電力，特別高圧季節別時間帯別電力，臨時特別高圧電力，業務用特別高圧自家発補給電力，特別高圧自家発補給電力，予備特別高圧電力

14 業務用特別高圧電力

(1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が原則として2,000キロワット以上（業務用特別高圧自家発補給電力とあわせて契約する場合は、業務用特別高圧自家発補給電力の契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものに適用いたします。

なお、この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、適用いたしません。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力 10,000 キロワット未満	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルト
契約電力 10,000 キロワット以上	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルト

(3) 契約電力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容ならびに同一業種の負荷率等を基準として、1年間を通じての最大需要電力にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。この場合には、電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

ロ 業務用特別高圧自家発補給電力と同一計量される場合で、業務用特別高圧自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の業務用特別高圧自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から業務用特別高圧自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の業務用特別高圧自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気

を使用しない場合（予備特別高圧電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,090 円 50 銭
-----------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で按分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季 料 金
1 キロワット時につき	25円95銭	25円95銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送供給等約款等の定めによって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

15 業務用特別高圧季節別時間帯別電力

(1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が原則として2,000キロワット以上（業務用特別高圧自家発補給電力とあわせて契約する場合は、業務用特別高圧自家発補給電力の契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものに適用いたします。

なお、この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、適用いたしません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力 10,000 キロワット未満	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルト
契約電力 10,000 キロワット以上	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルト

(3) 契約電力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容ならびに同一業種の負荷率等を基準として、1年間を通じての最大需要電力にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。この場合には、電気の使用計画を文書

により申し出ていただきます。

- ロ 業務用特別高圧自家発補給電力と同一計量される場合で、業務用特別高圧自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の業務用特別高圧自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から業務用特別高圧自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の業務用特別高圧自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備特別高圧電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,090円50銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1キロワット時につき	26円22銭
------------	--------

(ロ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季 料 金
1 キロワット時につき	26円22銭	26円22銭

(ハ) 夜間時間

1 キロワット時につき	25円26銭
-------------	--------

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送供給等約款等の定めによって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

16 特別高圧電力

(1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として 2,000 キロワット以上（特別高圧自家発補給電力とあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力の契約電力との合計が原則として 2,000 キロワット以上といたします。）であるものに適用いたします。

なお、この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、適用いたしません。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流 3 相 3 線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力 10,000 キロワット未満	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルト
契約電力 10,000 キロワット以上 50,000 キロワット未満	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルト
契約電力 50,000 キロワット以上	標準電圧 140,000 ボルト

(3) 契約電力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容ならびに同一業種の負荷率、操業度等を基準として、1 年間を通じての最大需要電力にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から 1 年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。この場合には、電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

ロ 特別高圧自家発補給電力と同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から特別高圧自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備特別高圧電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,090 円 50 銭
---------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季 料 金
1 キロワット時につき	25円41銭	25円41銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送供給等約款等の定めによって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(5) そ の 他

発電設備等その他を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

17 特別高圧季節別時間帯別電力

(1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として 2,000 キロワット以上（特別高圧自家発補給電力とあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力の契約電力との合計が原則として 2,000 キロワット以上といたします。）であるものに適用いたします。

なお、この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、適用いたしません。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式は，交流 3 相 3 線式とし，供給電圧は，契約電力に応じて次のとおりとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合または一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には，当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力 10,000 キロワット未満	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルト
契約電力 10,000 キロワット以上 50,000 キロワット未満	標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルト
契約電力 50,000 キロワット以上	標準電圧 140,000 ボルト

(3) 契約電力

イ 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容ならびに同一業種の負荷率，操業度等を基準として，1 年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から 1 年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。この場合には，電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

ロ 特別高圧自家発補給電力と同一計量される場合で，特別高圧自家発補給電

力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から特別高圧自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備特別高圧電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,090 円 50 銭
---------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1キロワット時につき	25円49銭
------------	--------

(ロ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季 料 金
1 キロワット時につき	25円49銭	25円49銭

(ハ) 夜間時間

1 キロワット時につき	25円26銭
-------------	--------

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送供給等約款等の定めによって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(5) そ の 他

発電設備等その他を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

18 臨時特別高压電力

(1) 適用範囲

契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

イ 特別高压で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上であるもの。

ロ 特別高压で電気の供給を受けて、動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上であるもの。

(2) 契約電力

契約電力は、(1)イに該当する場合は業務用特別高压電力、(1)ロに該当する場合は特別高压電力に準じて定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき(1)イに該当する場合は業務用特別高压電力、(1)ロに該当する場合は特別高压電力の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、(1)イに該当する場合は業務用特別高压電力、(1)ロに該当する場合は特別高压電力の該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定することと

し、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で按分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(イ) (1)イに該当する場合

	夏季料金	その他季 料 金
1 キロワット時につき	31円14銭	31円14銭

(ロ) (1)ロに該当する場合

	夏季料金	その他季 料 金
1 キロワット時につき	30円49銭	30円49銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、(1)イに該当する場合は業務用特別高圧電力、(1)ロに該当する場合は特別高圧電力に準じて適用いたします。

(4) そ の 他

イ 一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時特別高圧電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、(1)イに該当する場合は業務用特別高圧電力、(1)ロに該当する場合は特別高圧電力に準ずるものといたします。

19 業務用特別高圧自家発補給電力

(1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

(2) 契約電力

イ 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

ロ イによりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(イ) 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値

なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

また、予備発電設備が設置されている場合は、あらかじめその定格出力および運転方法等の資料を提出していただきます。

(ロ) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

なお、発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合は、あらかじめしゃ断される負荷設備の明細およびしゃ断方法等の資料を提出していただきます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、その 30 パーセントといたします。また、その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,299 円 55 銭
-----------------	--------------

ロ 電力量料金

(イ) 業務用特別高圧電力または業務用特別高圧季節別時間帯別電力とあわせて契約する場合

電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、業務用特別高圧電力とあわせて契約する場合は業務用特別高圧電力の該当料金、業務用特別高圧季節別時間帯別電力とあわせて契約する場合は業務用特別高圧季節別時間帯別電力の該当料金を適用いたします。

なお、電力量料金は、業務用特別高圧電力または業務用特別高圧季節別時間帯別電力の電力量料金とあわせて算定いたします。

(ロ) 業務用特別高圧自家発補給電力を単独で契約する場合

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季

に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季 料 金
1 キロワット時につき	25円95銭	25円95銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用特別高压電力に準ずるものといたします。

(4) 業務用特別高压自家発補給電力の使用

イ お客さまが業務用特別高压自家発補給電力を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ロ 業務用特別高压電力または業務用特別高压季節別時間帯別電力と業務用特別高压自家発補給電力を同一計量する場合で、その1月の30分最大需要電力計の値が業務用特別高压電力または業務用特別高压季節別時間帯別電力の契約電力をこえないときは、イにかかわらず、業務用特別高压自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。

(5) 業務用特別高压電力または業務用特別高压季節別時間帯別電力と同一計量される場合の最大需要電力

業務用特別高压電力または業務用特別高压季節別時間帯別電力と同一計量される場合で、業務用特別高压自家発補給電力を使用されたときは、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。ただし、その1月の30分最大需要電力計の値が業務用特別高压電力または業務用特別高压季節別時間帯別電力の契約電力と業務用特別高压自家発補給電力の契約電力との合計

をこえ、かつ、超過の原因が業務用特別高圧自家発補給電力の超過であることが明らかなときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、業務用特別高圧電力または業務用特別高圧季節別時間帯別電力と業務用特別高圧自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

(6) 業務用特別高圧電力または業務用特別高圧季節別時間帯別電力と同一計量される場合の使用電力量

使用電力量は、業務用特別高圧電力または業務用特別高圧季節別時間帯別電力の使用電力量に含みます。

(7) そ の 他

イ お客さまの発電設備の定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。

ロ 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用特別高圧電力または業務用特別高圧季節別時間帯別電力に準ずるものといたします。

20 特別高圧自家発電補給電力

(1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）(5) によって算定された燃料費等調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、その 20 パーセントといたします。また、その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

契約電力 1 キロワットにつき	2, 299 円 55 銭
-----------------	---------------

ロ 電力量料金

(イ) 特別高圧電力または特別高圧季節別時間帯別電力とあわせて契約する場合

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、特別高圧電力とあわせて契約する場合は特別高圧電力の該当料金、特別高圧季節別時間帯別電力とあわせて契約する場合は特別高圧季節別時間帯別電力の該当料金を適用いたします。

なお、電力量料金は、特別高圧電力または特別高圧季節別時間帯別電力の電力量料金とあわせて算定いたします。

(ロ) 特別高圧自家発補給電力を単独で契約する場合

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季 料 金
1キロワット時につき	25円41銭	25円41銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特別高圧電力に準ずるものといたします。

(4) 特別高圧自家発補給電力の使用

イ お客さまが特別高圧自家発補給電力を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ロ 特別高圧電力または特別高圧季節別時間帯別電力と特別高圧自家発補給

電力を同一計量する場合で、その1月の30分最大需要電力計の値が特別高圧電力または特別高圧季節別時間帯別電力の契約電力をこえないときは、イにかかわらず、特別高圧自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。

(5) 特別高圧電力または特別高圧季節別時間帯別電力と同一計量される場合の最大需要電力

特別高圧電力または特別高圧季節別時間帯別電力と同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力を使用されたときは、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。ただし、その1月の30分最大需要電力計の値が特別高圧電力または特別高圧季節別時間帯別電力の契約電力と特別高圧自家発補給電力の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が特別高圧自家発補給電力の超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、特別高圧電力または特別高圧季節別時間帯別電力と特別高圧自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

(6) 特別高圧電力または特別高圧季節別時間帯別電力と同一計量される場合の使用電力量

使用電力量は、特別高圧電力または特別高圧季節別時間帯別電力の使用電力量に含みます。

(7) そ の 他

イ お客さまの発電設備の定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定めます。

なお、その実施の時期になって需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。

ロ 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力または特別高圧季節別時間帯別電力に準ずるものといたします。

21 予備特別高压電力

(1) 適用範囲

業務用特別高压電力、業務用特別高压季節別時間帯別電力、特別高压電力または特別高压季節別時間帯別電力のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、予備特別高压電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）(5) によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のもの）といたします。）の 5 パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のもの）といたします。）の 10 パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、基本料金の算定上、契約電力は、託送供給等約款等の定めにした

がい、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの計量損失率で修正したものといたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、電力量料金の算定上、使用電力量は、託送供給等約款等の定めにしたがい、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの計量損失率で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備特別高圧電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用特別高圧電力、業務用特別高圧季節別時間帯別電力、特別高圧電力または特別高圧季節別時間帯別電力に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。ただし、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合は、あらためてお客さまと当社との協議によって定められた需給開始日から適用いたします。

23 検針日

検針日は、原則として毎月1日といたします。

ただし、非常変災の場合等やむをえない事情のあるとき、またはお客さまとの協議が整ったときは、1日以外の日に検針することがあります。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、(1)にかかわらず、料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

25 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間にお

ける使用電力量は、(8)および(9)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

なお、料金の算定期間において料金の適用上使用電力量を区分する必要がある場合は、原則として当該区分ごとに使用電力量の計量を行ないます。

- (2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、(8)および(9)の場合を除き、検針日における 30 分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における 30 分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における 30 分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

なお、乗率を有する 30 分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。

- (3) 計量器の読みは次によるものといたします。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、原則として、最小位までといたします。ただし、30 分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の 2 分の 1 の値を単位といたします。

- (4) 使用電力量および最大需要電力は、託送供給等約款等の定めにしたが、原則として、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

- (5) (1)にかかわらず、一般送配電事業者等は、記録型計量器により使用電力量を 30 分単位で計量する場合があります。この場合、記録型計量器に記録され

た電力量計の値の表示は行ないません。

- (6) (5)により計量する場合、料金の算定期間における使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお、料金の算定期間において料金の適用上使用電力量を区分する必要がある場合の当該区分ごとの使用電力量は、当該区分ごとに 30 分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

- (7) 当社は、検針の結果を当社が定める方法により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。

- (8) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、(9)の場合を除き、次によります。

イ 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)または(6)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

ロ 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外した 30 分最大需要電力計ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- (9) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送供給等約款等にもとづき、原則として、お客さまと当社との協議によって定めます。

26 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日をいいます。）の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

ニ 24（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日割計算

(1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、原則として次により料金を算定いたします。

イ 基本料金は、別表3（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表3（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28 料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は、次の場合を除き、検針日に発生いたします。

イ 25（使用電力量等の計量）(9)の場合は、料金の算定期間の使用電力量ま

たは最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

29 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人等（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、

(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 臨時特別高圧電力については、当社は、予納金を申し受けることがあります。この場合には、予納金は使用に先立って支払っていただきます。

なお、予納金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金について利息を付しません。

30 延滞利息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

31 保証金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始に先立って、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、保証金に利息を付しません。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。

V 使用および供給

32 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて適正でないと思われる場合には、契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。

33 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社または一般送配電事業者等の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力（その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。）に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。
- (2) 常時供給分と異なった電圧で予備特別高圧電力の供給を受ける場合には、契約超過電力の算定上、最大需要電力および契約電力は、託送供給等約款等の定めにしたがい、それぞれ常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの計量損失率で修正したものといたします。
- (3) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

34 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。また、お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。

- (2) 当社は、一般送配電事業者等の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていた

だくことがあります。

なお、この場合の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

35 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または一般送配電事業者等は、この標準約款または託送供給等約款等において必要となる業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

36 電気の使用にともなうお客さまの協力

お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者等もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、託送供給等約款等の定めにしたが、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、一般送配電事業者等がとくに必要と認めた場合には、お客さまの負担で、一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

37 供給の停止

- (1) お客さまが託送供給等約款等に反した場合には、一般送配電事業者等は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- (2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、一般送配電事業者等は、一般送配電事業者等の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

- (3) (1)によって電気の供給を停止した場合、当社は、料金の減額を行ないません。

38 供給停止の解除

37（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときには、一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

39 違 約 金

- (1) お客さまが 37（供給の停止）または 47（解約等）(1)ニに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この標準約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内に当社が決定した期間といたします。

40 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社または一般送配電事業者等は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 異常湧水等により電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 一般送配電事業者等の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ 一般送配電事業者等の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ 非常変災の場合
 - ホ その他保安上必要がある場合
 - ヘ その他託送供給等約款等に定める場合
- (2) (1)の場合には、当社または一般送配電事業者等は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りでは

ありません。

- (3) 当社は、(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合は、料金の減額を行いません。

41 損害賠償の免責

- (1) 10(供給の開始)(2)によって需給開始日を変更した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 40(供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 37(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合または47(解約等)によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合には、当社は、お客さまが受けた損害について賠償の責めを負いません。

42 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

43 需給契約の変更

- (1) お客さままたは当社が電気の需給契約の変更を必要とする場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。
- (2) (1)の場合、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地等を、お客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならない事項については、お知らせを省略いたします。

44 名義の変更

新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望され、当社が認める場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

45 需給契約の廃止

- (1) お客さままたは当社が電気の需給契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、相手方に通知するものいたします。

一般送配電事業者等は、原則として、あらかじめ定めた廃止期日に、一般送配電事業者等の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

- (2) 需給契約は、47（解約等）および次の場合を除き、あらかじめ定めた廃止期日に消滅いたします。

イ 契約期間の満了をもって需給契約が廃止となる場合は、契約期間満了日の翌日を需給契約の消滅日といたします。

ロ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ハ 当社または一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものいたします。

46 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

お客さま（臨時特別高圧電力のお客さまを除きます。）が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時特別高圧電力を適用いたします。この場合、当初から臨時特別高圧電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。ただし、お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、その供給設備のうち1年以上利用される契約電力に見合う部分については、託送供給等約款等に準じて算定した接続送電サービス料金（予備特別高圧電力を契約されているお客さまについては、該当する予備送電サービス料金を含みます。）に相当する金額の20パーセントに相当する金額は申し受けないものといたします。

ロ 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定されたこととともない新たに施設した供給設備について、託送供給等約款等の定めにより算定された金額を

申し受けます。

(2) 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につき、さかのぼって臨時特別高压電力を適用いたします。この場合、当初から臨時特別高压電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。ただし、お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が 1 年以上になる場合には、その供給設備のうち 1 年以上利用される契約電力に見合う部分については、託送供給等約款等に準じて算定した接続送電サービス料金（予備特別高压電力を契約されているお客さまについては、該当する予備送電サービス料金を含みます。）に相当する金額の 20 パーセントに相当する金額は申し受けないものといたします。

なお、臨時特別高压電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量（業務用特別高压季節別時間帯別電力または特別高压季節別時間帯別電力のお客さまの場合、その期間の時間帯別の使用電力量といたします。）について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、託送供給等約款等の定めにより算定された金額を申し受けます。

(3) 契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力につき、さかのぼって臨時特別高压電力を適用いたします。この場合、当初から臨時特別高压電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時特別高圧電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量（業務用特別高圧季節別時間帯別電力または特別高圧季節別時間帯別電力のお客さまの場合、その期間の時間帯別の使用電力量といたします。）について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、託送供給等約款等の定めにより算定された金額を申し受けます。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、託送供給等約款等の定めにより算定された金額を申し受けます。

(4) 契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につき、さかのぼって臨時特別高圧電力を適用いたします。この場合、当初から臨時特別高圧電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時特別高圧電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量（業務用特別高圧季節別時間帯別電力または特別高圧季節別時間帯別電力のお客さまの場合、その期間の時間帯別の使用電力量といたします。）について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、託送供給等約款等の定めにより算定された金額を申し受けます。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、託送供給等約款等の定めにより算定された金額を申し受けます。

(5) その他、託送供給等約款等の定めにより必要となる金額を申し受けます。

47 解 約 等

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまの需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、解約の 15 日前までに予告いたします。

また、お客さまが解約の前日までにいずれの小売電気事業者とも電気の需給契約を締結されない場合には、一般送配電事業者等は、解約日以降に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。この場合には、その旨をお客さまに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

ハ お客さまが当社との需給契約（既に消滅しているものを含みます。）によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他金銭債務をいいます。）を当社の定めた期日までに支払われない場合

ニ 特別高圧電力、特別高圧季節別時間帯別電力もしくは特別高圧自家発補給電力の場合または臨時特別高圧電力もしくは予備特別高圧電力で特別高圧電力に準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたときで、当社がその旨を警告しても、当社の定めた期日までに改めない場合

ホ 37（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ヘ お客さまがその他この標準約款に反した場合

(2) お客さまが、45（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場

所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといえます。

48 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法，工事および工事費等の負担

49 供給方法および工事

供給方法および工事は，託送供給等約款等の定めによります。

50 工事費等の負担

当社は，託送供給等約款等の定めにより算定された工事費負担金およびその他費用（以下「工事費等」といいます。）について，原則として，工事着手前に，お客さまからその金額を申し受けます。

なお，工事費等に関する必要な事項について，原則として，工事着手前に契約書を作成いたします。

また，工事費等は，託送供給等約款等の定めにしたがい，必要に応じて，工事完成后すみやかに精算するものといたします。

Ⅷ 保 安

51 保安の責任

一般送配電事業者等は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物について、保安の責任を負います。

52 保安等に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者等は、ただちに適切な処置を行ないます。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者等に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

(3) 一般送配電事業者等は、必要に応じて供給開始に先立ち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

附 則

1 この標準約款の実施期日

この標準約款は、2026 年 4 月 1 日から実施いたします。

2 災害救助法が適用された場合等の特別措置

2025 年 4 月 1 日以降に災害が発生し、原則として災害発生日から 1 年以内に、災害救助法第 2 条第 3 項の規定により公示された区域のお客さままたは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災されたお客さまから、公示または指定の日が属する月の 6 月後の月の末日までに、この特別措置の適用の申出がある場合の料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合、原則として罹災証明書等を提出していただきます。

- (1) 災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降のものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日をそれぞれ 1 月延長いたします。
- (2) お客さまが災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合（予備特別高圧電力によって電気を使用した場合を除きます。）には、災害発生日が属する月の 6 月後の月の末日までに限り、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない、料金を算定いたします。

イ 割引の対象

基本料金といたします。ただし、力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

また、26（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

ロ 割引率

ハに定める割引日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。

ハ 割引日数

割引日数は、料金の算定期間ごとに災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。

- (3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、50（工事費等の負担）にかかわらず、工事費等を申し受けません。

イ 災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用されず（予備特別高圧電力によって電気を使用した場合を除きます。）、需給契約を廃止された後、お客さまが、災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに、当該需要場所において新たに需給契約の申込みを行なわれた場合で、その申込みにおける契約電力が災害により被害を受けたときの契約電力をこえないとき。

ロ お客さまが、災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに、再建等のため、被災された需要場所において新たに臨時特別高圧電力の申込みをされた場合

ハ お客さまが、災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みをされた場合で、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であり、原則として初回申込みのとき。

- (4) お客さまの負荷設備または受電設備が災害により一時使用不能となった場合、災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに限り、当該負荷設備または受電設備に相当する基本料金を申し受けません。

- (5) その他の事項については、本則に準ずるものといたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月1日から翌年の4月30日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、予備特別高圧電力の場合、その1月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、使用電力量は、託送供給等約款等の定めにしたがい、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの計量損失率で修正したものといたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいた直後の5月1日から翌年の4月30日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー

一特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日の前日といたします。)までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費等調整

(1) 燃料費調整単価の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0415$$

$$\beta = 0.0745$$

$$\gamma = 1.2499$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油

価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15 銭 4 厘
------------	----------

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{ロの基準燃料単価}}{1,000}$$

(2) 市場価格調整単価の算定

イ 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における6時から18時までの北陸エリアプライスの単純平均価格といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	14 銭 5 厘
------------	----------

ハ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 5 円 00 銭を下回る場合

市場価格
調整単価 $= (\text{平均市場価格} - 5 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times \text{ロの基準市場単価}$

(ロ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 29 円 00 銭を上回る場合

市場価格
調整単価 $= (\text{平均市場価格} - 29 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times \text{ロの基準市場単価}$

(ハ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 5 円 00 銭以上、29 円 00 銭以下の場合

市場価格調整単価は零といたします。

(3) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価は、次の算式により算定した値といたします。

燃料費等
調整単価 $= (1) \text{の燃料費調整単価} + (2) \text{の市場価格調整単価}$

(4) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する次の燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年4月24日から 5月23日までの期間	その年の6月1日から 6月30日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年5月24日から 6月23日までの期間	その年の7月1日から 7月31日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年6月24日から 7月23日までの期間	その年の8月1日から 8月31日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年7月24日から 8月23日までの期間	その年の9月1日から 9月30日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年8月24日から 9月23日までの期間	その年の10月1日から 10月31日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年9月24日から 10月23日までの期間	その年の11月1日から 11月30日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年10月24日から 11月23日までの期間	その年の12月1日から 12月31日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年11月24日から 12月23日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年12月24日から 翌年の1月23日までの期間	翌年の2月1日から2月 28日までの期間（閏年の 場合は、2月29日までの 期間）
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の1月24日から 2月23日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の2月24日から 3月23日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間（翌 年が閏年となる場合は、翌 年の2月29日までの期間）	翌年の3月24日から 4月23日までの期間	翌年の5月1日から 5月31日までの期間

(5) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(6) 燃料費等調整単価等のお知らせ

当社は、(1)により算定した燃料費調整単価、(2)により算定した市場価格調整単価および(3)により算定した燃料費等調整単価を電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

3 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、26（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

ロ 日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 26（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 24 (料金の算定期間) (2) の場合は、(1) イにいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1) イにいう検針期間の日数は、(2) に準ずるものといたします。この場合、(2) にいう検針日は、計量日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1) イにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

4 休 日 等

この標準約款において、休日等とは、次の日をいいます。

日 曜 日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1 月 2 日

1 月 3 日

1 月 4 日

5 月 1 日

5 月 2 日

12月30日

12月31日